

(別紙2)

(記載例1＝枠大)

最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとしました。
- この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間 **821円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご注意ください。
 - ・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
 - ・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

■詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)
松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)
新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151)
今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560)
八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750)
宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)

(記載例2＝枠中の場合)

最低賃金改正のお知らせ

令和3年10月1日から愛媛県最低賃金は、

1時間 **821円**です。

■最低賃金についてのお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)
宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)